

答 申

諮問第 1 2 5 号

第 1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった別紙 1 (1) に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は、妥当である。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成 1 3 年和歌山県条例第 2 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年 4 月 5 日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対しては、平成 2 6 年 4 月 2 2 日付け及び平成 2 6 年 5 月 2 日付け消第 8 2 号により、別紙 1 (2) 及び(3)に記載のとおり、不備があるため補正通知を行った。異議申立人は、補正に応じなかったため、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第 7 条第 2 号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため、条例第 1 0 条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 2 6 年 5 月 1 9 日付け消第 8 2 号で異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成 2 6 年 5 月 2 3 日付けで行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）第 6 条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

第 3 異議申立ての内容要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関の行った非開示決定及び補正通知は不当であり、非開示決定処分を取り消せというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

なお、異議申立人は、審査会における説明及び意見の陳述を行わなかった。

- (1) 「無許可・無資格業者による出鱈目な電線工事が原因で異議申立人宅に設置したエアコン室外機から出火しているが、今なお、」県消防保安課による不作為の状況にある。
- (2) 2度にわたる補正通知について、補正の強制・強要は、市民の開示請求内容が開示される側による操作となってしまうため、同課にとって不都合な開示請求を非開示とすることは、知る権利の侵害である。こういったことが2度と起こらないよう、認識の徹底を求めると共に、当該公務員の情報の開示を求める。
- (3) 開示請求書中の「申請者（被害者）」を削除しなければ開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることとなり、非開示情報を開示することとなるとする条例第10条の事案にあたらぬし、同条例第7条2号の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述等により特定の個人を識別することができるものにも該当しない（但し、本件開示請求は当時事業を営む個人の当該事業に関する情報である。）。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、異議申立てに対する理由説明書及び審査会における説明並びに意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

1 本件開示請求内容及び本件処分に至る経過について

本件開示請求の内容は別紙1(1)のとおりであり、「請求者（被害者）が平成26年3月21日付けで行なった和歌山県消防保安課に対する公文書開示請求」という記載があり、個人名を特定す

るものとなっている。

「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に、特定の個人の記載があれば、開示あるいは非開示いずれの決定を行った場合でも、特定の個人が過去に和歌山県消防保安課に公文書開示請求を行った事実があるという情報自体を公にしてしまうと考え、2度にわたる補正の通知と保有個人情報の開示請求の手続きを知らせるも、補正はされなかった。

2 本件処分について

実施機関は、開示請求を拒否する理由として、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することとなるため。」と記載し、条例第11条第2項の規定による非開示決定を行った。

3 その他

別途、異議申立人より本件開示請求に補正された形で平成26年5月12日付の開示請求書を受け、平成26年5月21日に、部分開示決定を行っている。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審査会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は、別紙1(1)のとおりであり、「請求者（被

害者)が平成26年3月21日付けで行なった和歌山県消防保安課に対する公文書開示請求」という記載があり、個人名を特定し、異議申立人が平成26年3月21日付けで公文書開示請求を行ったことが記載されている。

3 請求された公文書の存否に関する情報について

(1) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

(2) 条例第10条の解釈について

この規定は、個人に関する情報や法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益として保護される非開示情報であって、開示請求に対して当該情報の開示又は非開示を答えることによって、非開示として保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまう場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、請求内容から推し量られる情報が条例上保護すべき情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る情報が、非開示情報として保護すべき利益があること、及び②開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

4 本件処分の妥当性について

(1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求については、開示請求に係る公文

書の存否を答えること自体が条例第7条第2号で規定する非開示情報を開示することとなるから、条例第10条に該当するとして非開示決定を行っている。そこで、本件開示請求に係る情報について、前記3(2)①②の2要件の該当性を検討する。

(2) 要件①の該当性について

前記2から、本件開示請求に係る情報は、「請求者（被害者）が平成26年3月21日付けで行なった和歌山県消防保安課に対する公文書開示請求」の記載から特定の個人が和歌山県消防保安課に対して公文書開示請求を行った情報であり、条例第7条第2号により非開示情報として保護すべき個人に関する情報であることは明らかである。

なお、異議申立人は、条例第7条第2号について、事業を営む個人の当該事業に関する情報を除くものが非開示となる旨主張するが、本件請求については事業を営む個人の情報ではなく、特定の個人の情報である。また、特定の個人の住所、氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別することができるものは非開示となる旨主張するが、それ以外にも特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものも非開示となるものである。

(3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求に係る公文書があるという開示決定を行えば、請求者（被害者）すなわち異議申立人が、平成26年3月21日付けで和歌山県消防保安課に公文書開示請求を行った事実の存在を答えることになり、また開示請求に係る公文書がないという非開示決定を行えば、異議申立人が、平成26年3月21日付けで和歌山県消防保安課に公文書開示請求を行った事実は存在しないことを答えることになる。いずれにしても、特定の個人が条例に基づく公文書の開示請求を行ったか否かという、当該特定個人に係る情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示すること

と同様の結果が生じることになる。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が、条例第10条を適用して行った本件処分は妥当である。

5 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成26年6月9日	○諮問（実施機関）
平成26年7月4日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成26年7月22日	○異議申立人からの意見書を受理
平成26年9月29日	○審議
平成26年10月27日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成26年11月18日	○審議
平成26年12月15日	○審議
平成27年1月13日	○審議
平成27年2月16日	○審議

【別紙 1】

本件開示請求の内容

	請求日	請求内容
(1)	平成 26 年 4 月 5 日	請求者（被害者）が平成 26 年 3 月 21 日付けで行なった和歌山県消防保安課に対する公文書開示請求について、平成 26 年 3 月 26 日付け補正通知書 消第 1846 号において和歌山県情報公開条例第 10 条による理由として、「請求者が被害者であること」及び「苦情申立て日が平成 26 年 1 月 10 日であること」を抹消することの理由を説明するとして何ら連絡も無く、請求者は拒否しているにもかかわらず、その抹消を強制・強要した同消防保安課責任者の氏名、役職、及び上記抹消をさせることを決定した内部文書等が理由が分かる情報。

補正を要する事項の内容

	補正通知日	補正内容
(2)	平成 26 年 4 月 22 日	<p>「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に、特定の個人の記載があれば、開示あるいは非開示いずれの決定をした場合でも、特定の個人が過去に公文書開示請求を行った事実があるという情報自体を公にしてしまうため、当該開示請求を拒否する決定となります。（和歌山県情報公開条例第 10 条の規定による。）</p> <p>つきましては、先に提出いただきました公文書開示請求書の「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」中、「請求者（被害者）が平成 26 年 3 月 21 日付けで行なった」を「平成 26 年 3 月に受付らけた」に、「請求者は拒否しているにもかかわらず」を「拒否されたにもかかわらず」と修正し、平成 26 年 4 月 30 日（水）までに提出してください。</p> <p>なお、保有個人情報の開示請求については、別途手続きが必要です。</p>
(3)	平成 26 年 5 月 2 日	<p>「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に、特定の個人の記載があれば、開示あるいは非開示いずれの決定をした場合でも、特定の個人が過去に公文書開示請求を行った事実があるという情報自体を公にしてしまうため、当該開示請求を拒否する決定となります。（和歌山県情報公開条例第 10 条の規定による。）</p> <p>つきましては、先に提出いただきました公文書開示請求書の「公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」中、「請求者（被害者）が平成 26 年 3 月 21 日付けで行なった」</p>

を「平成26年3月に受付けられた」に、「請求者は拒否しているにもかかわらず」を「拒否されたにもかかわらず」と修正し、平成26年5月9日（金）までに提出してください。

なお、保有個人情報の開示請求については、別途手続きが必要です。